	内容量	調製年月日、精米年月日又は輸入年月日	食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号	シアン化合物を含有する豆類 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）
三　二の場合においては、二の規定による「国内産△△割」又は「○○産△△割」の表示に括弧を付して、品種及び産年それぞれに対応する原料玄米の使用割合の高い順に基づき、それぞれの三つの表示項目について証明を受けていない原料玄米の産地について表示することができる。ただし、産地に関する情報の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第四条の規定に基づき伝達される産地を表示することができるものとするときは、この場合において、次に掲げる場合にあってはそれぞれ次に定めるところにより表示する。	玄米にあっては調製年月日を、精米にあっては精米年月日を、輸入品であって調製年月日又は精米年月日を年月日の順で表示するものにあっては輸入年月日又は輸入年月日を表示する。ただし、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日のいずれも表示するものを混合したものにあっては最も古い調製年月日、精米年月日を表示する。	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。	1　当該特定原材料に由来する添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2　1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちいずれかに由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
ロ　複数の原料玄米について表示することができる場合にあっては、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができる。 ハ　産地、品種及び産年の三つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示する全ての原料玄米について表示項目をそろえて表示する。 ニ　産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより表示し、産地についても証明を受けていない原料玄米については、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と表示する。	内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、内容重量としてその次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称及び単位を併記して表示する。		
四　二の場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあっては、当該未検査米について二の規定による「国内産△△割」又は「○○産△△割」の次に括弧を付して「未検査米」と表示することができる。				

輸入年月日	添加物	加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所在地。以下この表において同じ。）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）	使用の方法	栽培方法 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）	保存の方法	消費期限又は賞味期限
輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物とされるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途名を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の表示は、一般に広く使用される名称をもって、いる名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	加工所（食品の加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる加工（調整又は選別を含む。）に限る。以下この項において同じ。）が行われた場所。以下この表において同じ。）の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地）及び食品の加工を行う者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）を表示する。	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。	次に定めるところにより表示する。 一　原木栽培によるしいたけにあっては、「原木」と表示する。 二　菌床栽培によるしいたけにあっては、「菌床」と表示する。 三　原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにあっては、重量の割合の高いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と表示する。	1　当該特定原材料に由来する添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2　1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちいずれかに由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。	食品の特性に従って表示する。常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき特段の事項がない場合は、これを省略することができる。	1　品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限であるある旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。 2　1の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を省略することができる。
				あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご しいたけ			